

◆ 成年後見人等終了時の業務について

1. 本人死亡による終了	
項目	内容
相続人・家庭裁判所への連絡	家庭裁判所へ死亡診断書の写しや死亡の記載のある戸籍謄本（全部事項証明書）の提出が必要です。
	後見人等の事務は、管理計算の報告等、一定の職務を除き、本人の死亡によって終了します。

2. 後見人等からの死亡届（戸籍の届出）		
届出書類	添付書類	届出先
死亡届	死亡診断書又は死体検案書 登記事項証明書	本人の死亡地・本籍 又は後見人等の所在地の市区町村
【ポイント】 死亡により必要となる行政機関への各種届出等の死後事務は後見人等の義務ではありませんが、死亡の届出については後見人等も行うことができるとされています。（本人の死亡の事実を知った日から7日以内に届出が必要）		

3. 管理計算の報告と家庭裁判所へ終了の報告		
項目	報告先	内容
報酬付与の申立て	家庭裁判所	報酬付与のための報告書（財産目録等）の作成を行い、後見人等は最後の報酬を受けます。
管理の計算と報告	相続人	後見人等の就任から終了に至るまでの間に、後見事務で生じた全ての財産の収入・支出の計算を行います。
相続人へ財産の引継ぎ （引き渡す相手がいるとき）		【相続人の協力が得られる場合】 財産の引継ぎを行い、財産受領証に相続人の署名・押印が必要です。相続人の一人に引き渡します。
		【特定の相続人に引き継ぐことが困難な場合（相続人に争いがある場合等）】 家庭裁判所へご相談ください。
相続人へ財産の引継ぎ （引き渡す相手がいないとき）	家庭裁判所	【相続人がいない場合】 相続人のあることが明らかでない（相続人全員が相続放棄したとき等）とき等は、相続財産管理人選任の申立てをすることができます。
		【相続人全員が相続放棄をした場合】 相続財産管理人選任の申立てをすることができます。
		【相続人が行方不明の場合】 相続人全員が行方不明の場合は、不在者財産管理人選任の申立てをすることができます。
終了の報告	家庭裁判所	終了の報告は、前回の報告から終了までに行った後見事務についての報告と、管理計算を行った結果の財産目録も添付します。
【報告時期】 後見人等は2ヶ月以内にその管理の計算をしなければなりません。また、家庭裁判所へ死亡の連絡をすると、死亡の日から2ヶ月後を期限として終了報告を求められます。 ※管理の計算が事情により期限に間に合わない時は、家庭裁判所へその旨報告を行い指示を受けてください。		

4. 終了の登記			
項目	申請時期	申請先	その他
後見等終了の登記	後見等の任務終了後	東京法務局 後見登録課	終了登記申請の説明及び申請方法（東京法務局） 【 http://houmukyoku.mo.j.go.jp/tokyo/page000465.html 】